

[優秀賞]

離島で限られた資源を活用して得た釈放

寺田明弘 沖縄弁護士会・60期

事件の概要

本件は、2010(平成22)年5月、沖縄県宮古島市において、44歳の聴覚障がいをもつ男性が、両親から飲酒について注意をされたことに腹を立ててガスバーナーを持ち出して点火し、実家の柱と畳を焦がしたとして、現住建造物等放火未遂被疑事件として逮捕・勾留されたものである。

弁護活動

1 通訳の確保

ある日曜日のお昼前、法テラス福岡から被疑者国選受任の打診の電話があった。受任するとの回答をした後送られて来たFAXには、手話通訳が必要であることと、沖縄県身体障害者福祉協会の連絡先が記載されていた。さっそく連絡をとると、同協会は沖縄本島にあること、宮古島在住の手話通訳人が1名いるが捜査機関の取調べの通訳を担当していること、勾留質問のため本日別の手話通訳人を宮古島に派遣していること、さらに別の手話通訳人が必要であれば後日あらためて沖縄本島から派遣することになり今日派遣することはできないことを知らされた。取り急ぎ、当日宮古島に派遣されている手話通訳人の連絡先を教えてもらい連絡をとったところ、幸いに

もまだ宮古島にいて午後4時頃の便で沖縄本島に戻る予定ということであった。また、被疑者のTさんはまったく耳が聞こえず、筆談もほとんどできないため、コミュニケーションの手段は手話しかないとのことであった。

唯一の宮古島在住の手話通訳人は捜査側の通訳をしているため依頼できない。別の手話通訳人を本日中に沖縄本島から派遣してもらうことはできない。しかし、早急にTさんと初回の面会をする必要がある。そこで、やむをえず勾留質問の手話通訳を担当した通訳人に通訳を依頼することにした。次回以降の面会は別の手話通訳人を沖縄本島から派遣してもらうことにして、勾留質問を担当した手話通訳人と待合せをして、急いで宮古島警察署に向かった。

なお、沖縄本島と宮古島は約300キロほどの距離があり、交通手段は飛行機のみで片道40分から50分程度かかるため、緊急時の往来は容易ではないのである。

2 初回の面会

宮古島警察署で初めてTさんと面会をした。「実家の近くで一人暮らしをしている。自宅から父親に会いに実家に行った。父親からいろいろと注意をされたようだったが、口が読めないのを何を言っているかわからなかった。父親に腹が立ったのでガスバーナー

で点火した。ガスバーナーは最初から自宅から持って行った。ガスバーナーで点火したらすぐに母親に取り上げられた。昼と柱が少し黒くなった。ガスバーナーは危ないので下に向けていた。父親を脅すつもりで家を燃やすつもりはなかった。父親が警察を呼んで捕まった。体調が悪くて医者からは近いうちに死ぬと言われている、「警察は(調書)を読めと言ったり筆談をしたりしてくるが、わけがわからない。わかりもしないのにいろいろ指印を取られた。ひどい。今朝も寝ているところを無理やり起こしてメモ書いて渡して飲みたくないのに薬を飲まされた。警察は自分のことを理解していない。警察とは話をしたくない。弁護士とだけ話をする」、「自分が悪かったと思って反省している。裁判にはしてほしくない。できるだけ早くここから出してほしい。接見禁止がついていてお姉さんが心配していると思うので連絡してほしい」とのことであった。

Tさんからの聴取りはかなり困難であった。手話通訳人によると、手話の理解も十分ではなく、難しい話は通じず、とくに仮定の話は理解ができていないとのことであった。手話通訳人もコミュニケーションをとるのに苦勞をしていた。私が、刑事手続について説明をしようとしてもなかなか理解してもらえなかった。「……となる可能性がある」という表現も理解がしてもらえなかった。しかし、調書にはサインをしないようにアドバイスはした。

3 家族への働きかけ

(1) 面会後いったん事務所に戻って、今後の方針を検討した。早期の身体拘束の解放および不起訴処分を目指すための環境調整をすることにした。新聞記事を見ると、本件は沖縄県内初の裁判員裁判になる可能性があるという報道がなされていた。私は、「放火の故意は否認しているし、被害も軽微のようである。Tさんには聴覚障がいもある。これで県内初の裁判員裁判になったらTさんとその家族が世間の注目を浴びてしまい、狭い宮古島では生活しづらくなってしまふ。これはなんとしてでも不起訴にしなければならない」とあらためて決意した。

そこで、まず警察に電話をしたが、日曜日で担当

刑事がいらないとのことであった。次に、Tさんのお姉さんに電話をして事情を聞いた。「Tさんは、風疹障がい児として生まれ、生まれつき耳が聞こえない。父が創業して今は長兄が跡を継いでいる建設会社で働いている。仕事はよくできるし思いやりがあってやさしい性格である。しかし、障がいがあることで被害妄想が大きく、ひねくれてしまっている。若い頃から親に当たり散らし、お酒に走ってアルコール依存症になり肝硬変を患っている。医者からはこれ以上お酒を飲んだら死ぬと言われている。沖縄本島の専門の病院に入院させるなど何度も依存症の治療を行ってきたが、だめだった。両親やお姉さんがお酒をやめるように注意してもすぐに怒り出してしまいたく言うことを聞かず困っている」、「今回も弟が酔っぱらって実家に来たので、父親が注意したところ、怒り出してガスバーナーを持ち出して火をつけた。これ以上は手に負えないので警察に預けてお酒を飲めないようにしようと思って通報した。ただ、家族は処罰してもらおうとまでは思っていない。新聞記事にもなって大げさになっていて正直困っている」、「Tさんには、Tさんと同様に聴覚障がいをもっている妻がいて、高2の長女と中3の長男がいるが、妻子は妻の実家で暮らしている。Tさんの生活が荒れているため、妻の両親と一緒に住むことに反対し実家に連れ戻してしまった」、「弟は、いつも両親に嫌われていると言うが、それは被害妄想で家族はみんな弟のことを心配している。私の言うことは聞いてくれるが、私も自分の家庭があるのでいつも一緒にいることはできない。1人で寂しいのではないか。家族は手話を習得しておらず、ある程度の単語しかわからない。両親はほとんど手話を使えない。私はある程度の手話の単語をつなぎ合わせて会話をしている。きょうだいなので通じ合えるところがあるので、それで十分理解できる」とのことであった。

(2) 勾留2日目、朝一番に再度警察に電話をして、取調べ担当刑事および留置担当者に強引な取調べや服薬等をやめるように抗議をした。その後、検察官にも電話をして慎重な取調べをすることを要求するとともに、可視化申入書をFAXと内容証明郵便で発送した。また、手話通訳人の確保のために沖縄県身体障害者福祉協会に派遣を要請し、翌日に別の通訳人を派遣してもらうことになった。

(3) 勾留3日目、Tさんとの2回目の面会をした。Tさんは「先日は弁護士が来てくれてよかった、少し落ち着いていた。両親に本当に悪かった、申し訳ないと思っている。二度とトラブルは起こさないと約束する。警察に在るのはつらい。二度と入りたくない。早く帰りたい」、「本当はお姉さんと手話を使っていろいろ話をしたい。両親と手話で話をできないのが不満で、家族には手話を習得してほしいという気持ちをずっと持っている」とのことであった。

(4) 勾留4日目、Tさんの実家を訪問し、両親とお姉さんに面会した。現場を見せてもらうとわずかに柱と畳の端の一部を約4センチ四方焦がしたにとどまるものであった。Tさんの父親は、「風疹障がい児として生まれつき耳が聞こえないので、小さい頃から親子ともどもいろいろ苦勞をしてきた。高校卒業後は大阪で就職したが、なじめずに間もなく戻ってきてしまった。それからは自分の会社で働かせているが、同じように聴覚障がいをもつ同級生たちと頻繁にお酒を飲むようになった。同じ境遇の者同士にしかわからない苦勞をお酒で紛らわすように飲んで回っていた。同級生には肝硬変で亡くなった人もいる。5、6年ほど前からはかなりお酒の量が増えていき、アルコール依存症になってしまった。1年ほど前に肝硬変と診断され医者から飲酒を止められた。糖尿病や膵炎も患っている。断酒会に連れて行ったり入院させたりしたが、続かずにちょっと目を離した隙に飲んでしまう。病院からも抜け出してしまった。お酒を飲むと必ずといっていいほど暴れてしまう」、「家族みんなが息子のことを心配している。なんとかお酒をやめさせたい。実家に引き取って治療を受けさせて家族みんなで支えていきたい」、「警察を呼んだのは警察で頭を冷やして反省させるためだった。裁判などというつもりはまったくなかった。本人が反省しているということなので、許そうと思っている」とのことであった。そこで、ご家族の嘆願書と身元引受書の作成を依頼し、承諾してもらった。

その後、検察官に電話して家族の宥恕の意向を伝え、嘆願書等を提出することを伝えた。また、基本的には調書に署名・押印はしない方針であること、仮に署名・押印に応じるとしても調書はTさんが理解できるように短文でわかりやすいものにしたうえできちんと確認をとることが必須であることを伝えた。

(5) 勾留5日目、Tさんのご家族に事務所に来てもらい、嘆願書と身元引受書に署名をもらった。その後Tさんと3回目の面会をした。実家を訪問したこと、家族がみんな心配していて許そうと思っていてお酒をやめると約束してほしいと言っていたこと、嘆願書と身元引受書を作成してもらったことなどを伝えた。また、Tさんは文字がほとんど書けないため、箇条書きにした短文の反省文案を用意して差入れをし、Tさんに内容を確認して署名・押印をもらった。Tさんは、家族の気持ちに感謝して娘のためにもお酒は絶対にやめると約束してくれた。

その後、裁判所に接見禁止解除申請をした。Tさんの反省文とご家族の嘆願書および身元引受書を添えて申請書を提出し、これらの資料は検察庁にも提出した。

4 さらなる環境調整への取組み

(1) 勾留6日目、検察官から電話があり、Tさんのアルコール依存症などの治療を実施させる担保となるような資料は出せないかという打診があった。勾留延長請求しなくてすむようにできるだけ早く資料を用意できるよう努力すると回答した。

私は、主治医や市の福祉関係者などからTさんの治療に向けた取組みへの協力を求めることにした。まず主治医に電話をして面会のアポイントをとった。次に、Tさんの家族から市の障がい福祉課に以前からTさんに関わりをもっている職員Kさんがいると聞いて、早速Kさんとの面会のアポイントをとった。さらに、再度Tさんのご家族に連絡をとって、ご両親、ごきょうだい、お子さんたちに翌日に来所してもらい、今後のTさんのサポート体制について話し合うことにした。

しかし、その後、裁判所から電話があり、接見禁止解除の職権発動はしないとの連絡があった。裁判官面接を求めて具体的事情を説明したが、裁判官からは「放火の故意を否認しており、家族の供述と食い違いもある。家族間だからこそ口裏合わせの危険も大きい。事前に面接して口頭で補足が必要だったのではないか」と言われてしまった。

私は、気を取り直して主治医との面会に向かった。主治医からは、断酒しないとかなり危険な状態であること、今まで何度か入院しては抜け出すということを繰り返してきたこと、本人の固い意思があれば通

院で十分対応できること、この病院では肝臓と糖尿病の治療だけでなく精神科とも連携をとって対応することも可能であること、といった話を聞くことができた。私からTさんが固く断酒を誓っていることなどを説明した結果、家族や市の障がい福祉課などと連携をとりながらTさんの治療に取り組むという内容の上申書を書くことの承諾を得ることができた。

(2) 勾留7日目、Tさんのご両親、ご長女、お兄さん、弟さん、お姉さんなどに来所してもらった。今後は家族一丸となってTさんに治療を受けてもらうための心身両面でのサポートをすることを提案した。Tさんを実家に戻して、両親だけでなくきょうだい子どもたちが交代で必ず誰かが家にいるようにしてお酒を飲まないように監視すること、病院への送り迎えは当番を決めてきょうだいが担当すること、家族みんなで手話の勉強会を開いてTさんと手話でコミュニケーションがとれるようにすること、勉強会には手話通訳人に協力してもらったり、Tさん本人を先生役にしたりすることなどを提案し、了承を得てもらった。ご家族からは、実は家族みんなでTさんのことについて一緒になって話し合うのは今回が初めてであること、Tさんが本当は手話で家族みんなとコミュニケーションをとりたいと思っていたことや家族が手話を習得してくれないことに不満をもっていたことは知らなかったこと、今回このような機会を与えてくれて感謝しているといった話を聞くことができた。お兄さんからは上述の内容の上申書を書いてもらうことができた。

(3) 勾留8日目、市の障がい福祉課の職員Kさんに来所してもらった。実はKさんは手話通訳者でTさんの捜査機関の取調べの通訳をしている方であることが判明した。今まで月に2、3回程度定期的にTさん宅を訪問していろいろ話を聞いたり、ご家族とのコミュニケーションの仲介をしてきたということであった。Kさんは、今までご家族が手話を習得しようとしなかったことを大きな問題と感じていたとのことで、ご家族が手話を学ぼうとしていることを聞いて、非常に喜ばしいことであり勉強会にはぜひ自分も協力したいと言ってくれた。さらに、自分としてはTさんを支援していきたいので、今後は捜査機関の通訳はせずにTさんの支援をすること、およびその旨の上申書を書くことも承諾してもらった。それだけでなく、障がい福祉課の課長に上申書を書いてもらうことを提案してくれた。そ

して、Kさんがその場で課長に電話をかけて来所してもらい、課長からも上申書を書くことを承諾してもらった。この日は日曜日であつたうえに突然の要請にもかかわらず来所してくれた課長には本当に頭が下がる思いだった。この後、Tさんとの4回目の面会をしてこれまでの経緯を説明した。

(4) 勾留9日目、再度主治医に面会して上申書に署名・押印をいただいた。その後、市役所を訪問して市障がい福祉課の課長および職員のKさんから上申書に署名・押印をいただいた。これらの上申書にTさんの反省文と長兄の上申書などを添付して検察庁に不起訴処分が相当であることの意見書を提出し、検察官に電話してTさんの治療の実施の担保となる資料は揃ったので不起訴処分が相当であること、および勾留延長請求をする必要などないことを口頭でも説明した。

5 勾留延長

(1) 勾留10日目、朝一番に検察官と面接をした。本件は裁判員対象事件となる可能性があるため、担当検察官は支部長検事であった。支部長検事は飛行機で30分離れた隣の石垣島に常駐しているため、面接をするには宮古島に出張してくる予定を聞いたうえであらかじめアポイントをとっておく必要があった。検察官面接では、再度直接弁護人の意見を伝え、間違っても勾留延長請求などしないように念押しをした。検察官は、これからTさんの実家に行って現場視察および家族の意思を確認してくるのとことのであったので、私は、家族の意思を確認した後に不起訴処分にする見込みだと思い込んでしまった。

しかし、夕方に確認のために検察庁に電話をしたところ、勾留延長請求をしてすでに認められたとの話であった。話が違うのではないかと抗議したが、「今後のサポート体制ができていないことはわかったが、それだから延長請求しませんとは言ってません。放火の故意について否認しているので、本当に故意がなかったといえるかを慎重に判断する必要がある。不服については準抗告で主張されたらどうか」などと言われてしまった。

そこで、裁判所に電話をして翌朝準抗告の申立てをすることを告げてからすぐに準抗告の起案に取りかかった。なお、宮古島では常駐の裁判官が1名しか

いないため、準抗告の判断は那覇の本庁の裁判官が行うことになる。そのため、朝一番の飛行機で裁判所職員が申立書と一件記録を那覇に持参し、夕方まで裁判所の判断が出るのを待ち、最終便で決定書を持って宮古島に戻ってくるという運用をしている。準抗告をするときは、前日の夕方までに裁判所に電話をして、あらかじめ那覇行きの準備をしてもらうことにしている。

(2) 勾留11日目、夜を徹して作成した準抗告申立書を朝一番で裁判所に提出した。午後Tさんと5回目の面会をして事情を説明した。Tさんはさらに10日間勾留が続くということを知り非常にショックを受けていた。もともと、夜に裁判所から勾留延長期間を6日に短縮するとの決定が出たとの連絡があった。これで少しでも早く釈放に向かうのではないかの期待がふくらんだ。

(3) 勾留12日目、Tさんに勾留延長期間が短縮されたことを早く伝えたいと思い、手話通訳人の手配をしたが、翌日でないと言われ派遣はできないとのことであった。

6 釈放

勾留13日目、午後には派遣された手話通訳人とともに警察署に面会に向かおうとするとお姉さんから電話があり、先ほどTさんは釈放されたとのことであった。急な話で非常に驚いたものの、すぐに警察署に行くと、Tさんがご家族とともに駐車場で待っていた。いつも不安げで無愛想な表情しか見たことがなかったTさんが本当にうれしそうな笑顔で何回も何回もあ

りがとうと手話をしてくれた。そして、Tさんは「今度こそ断酒をして家族の言うことを聞いて頑張る」と言い、私も「手話の勉強会には私も参加したいので連絡をくださいね」と言って別れた。結局、現住建造物放火未遂から脅迫罪に認定落ちたうえで、起訴猶予としたということであった。

振り返って

一番に思い浮かぶのは、司法過疎地での多忙な業務の中で本当に時間のやりくりが大変だったことである。反省点としては、勾留を争わなかったこと、接見禁止解除申請の前に裁判官面接しなかったこと、再度の接見禁止解除申請をしなかったこと、検察官面接で勾留延長請求をする予定があるかきちんと確認しなかったこと、勾留延長決定前に裁判官に意見書を提出したり面接を求めたりしなかったことなどが挙げられる。

残念ながら、この4カ月後にTさんは急死された。やはりお酒をやめることができず、ある朝実家で突然倒れたまま息を引き取っていたとのことであった。四十九日の法要に出席したときには、ご家族の方から「あの子は亡くなる直前までいつも先生に感謝していました。名刺を大切に持っていて先生のことをみんなに自慢していました」と聞いた。私は、今でもしばしば、釈放されたときのTさんの本当にうれしそうな笑顔を思い出しては涙を流すことがある。

(てらだ・あきひろ)